

## 張之洞の学問 (其の二)

—「駁『公羊』大義悖謬者十四事」と董仲舒について (注一)

On Zhang ZhiDong's Studies(2)

鄧 紅

DENG Hong

## はじめに

張之洞 (1837—1909) はその名著『勸学篇』内篇「宗經第五」において董仲舒について次のように評価している。

西漢儒家諸子、如賈長沙、董江都、劉子政皆為儒家巨子。『說苑』、『新序』最為純正；『新書』已多殘缺；『春秋繁露』精義頗多；惟董治『公羊』多墨守後師之說、幾陷大愚之殊、宜分別觀之。

張之洞は正統派儒学者として、董仲舒の儒学及びその代表作『春秋繁露』に対して最大の敬意を表した。しかし一方では、董仲舒の春秋公羊学については、「惟だ董の『公羊』を治むは、後師の説を墨守すること多く、幾んど大愚の殊に陥い、宜しく分別して之を觀るべし」と酷評した。では、張之洞は何を根拠にして、このような厳しい判定を下したのだろうか。

張之洞はかつて「駁『公羊』大義悖謬者十四事・皆与左伝違異者」という「読書札記」を書いたことがあり、『公羊』の『左』伝との「違異」なる十四ヶ所を「大義悖謬」と罵倒し、厳しく批判していた。実際のところ、これらの指摘の大半数が董仲舒と関わっており、これは張之洞の董仲舒批判の根拠になったものと思われる。

以下、小論では「駁『公羊』大義悖謬者十四事・皆与左伝違異者」について、董仲舒との関連部分を詳しく検討して、その上で張之洞の学問的立場を明らかにしたい。

「駁『公羊』大義悖謬者十四事・皆与左伝違異者」の全文は次のようである。

(一) (注二) 一、「隱元年、春王正月。」「左」於伝文加周、文義自明、(猶言王制之正月、周正之正月。)而尊王之義大著。『公羊』以王為文王、乃用緯書文王改元受命之說、遂為後世僭逆悖乱之禍首。

(二) 一、「公羊」以売君之祭仲為知權合道。(『左』記祭仲事、皆有譏鄙之辭、但記時人之語、以智免而已。)

(三) 一、「齊國夏、衛石曼姑帥師圍戚。」「公羊」謂「輒可拒父」。(『左』不取衛輒及孔裡。)

(四) 一、「公羊」賢鳥獸行之齊襄、附会以為復九世之仇。(『左』不取齊襄。)

(五) 一、「邾黑肱以濫來奔。」「左」斥之為叛、斥為賤。『公羊』獎妻嫂之權術以為賢者、獎叛國之黑肱、(『公羊』作弓。)以為宜有地。

(六) 一、昭五年、舍中軍、魯遂亡矣。『左』以為卑公室、(又極言叔孫婁不欲毀、乃深惡之也。『公羊』以為復古。)

(七) 一、昭公攻季氏被逐。『公羊』記其事曰：「昭公將弑季氏。」又曰：「吾欲弑之、終弑之。」怪悖可駭！齊侯唁公於野井。『公羊』述其應對之辭、末綴孔子曰：「其礼与其辭足以觀矣。」國君奔亡、孔子痛憤之不暇、而賞其儀節、辭令乎？不惟無君、抑且誣聖。(『左』深惡、意如閔昭公之失國而譏昭公之習儀。)

(八) 一、「公羊」例：君弑、不討、不書葬。襄三十年、葬蔡襄公。『公羊』說之曰：「君子辭也。」何休解曰：「恕蔡般。『公羊』慘激至矣、何独曲恕一弑君弑父之蔡般乎？」(『左』無伝。)

(九) 一、逢丑父免君於難。『左』褒之、『公羊』非之、董仲舒又力衍其說。

(十) 一、宋襄公泓之戰、愚妄沽名、喪師傷身。『左』極譏之、『公羊』以為文王之戰、不是過。

(十一) 一、晉人圍郊、(昭二十三年。)乃会王師、討王子朝。(『左』伝云：「二師圍郊。」記其事甚詳。)『公羊』乃以晋為伐天子。(子朝居王城在西、王居成周在東

郊。郭在西、為子朝所得、故晉攻之。『公羊』不考事實、不明地理。

十二 一、成周宣榭火。『左』曰：「人火之也。」『公羊』所見經文作災、說之曰：「新周也。」邪逆之徒遂付會為春秋當新王之說。（孔巽軒、陳東塾雖力為『公羊』解免、然周公時已有成周之名、何得為新？實『公羊』好怪妄說作俑也。）

十三 一、吳、頓、胡、沈、蔡、陳、許、雞父之戰。（昭二十三年。）『公羊』謂「不使吳主中國、亦不使中國主之、中國亦新夷狄也。」狂怪駭人、是為今日逆亂之徒所祖。

十四 一、澶淵之會（襄三十年）。為宋災、故『公羊』謂「卿、而書人貶卿、不得憂諸侯」、不思春秋卿、大夫交會憂諸侯之事甚多、未嘗皆貶之？（『左』謂：「謀婦宋財、既而無婦、卿不書、信也。」「公羊』謂：「財復矣。」）

## (一)

一 一、「一、隱元年、春王正月。『左』於傳文加周、文義自明、猶言王制之正月、周正之正月。而尊王之義大著。『公羊』以王為文王、乃用緯書文王改元受命之說、遂為後世僭逆悖亂之禍首。」条について

『公羊』は『春秋』經の「隱公元年、春王正月」について次のように伝えている。

元王者何？君之始年也。春者何？歲之始也。王者孰謂？謂文王也。曷為先言王而後言正月？王正月也。何言乎王正月？大一統也。

「王」とは誰を指すのかに關しては、古來様々な説がある。それを別にして、『公羊』の指向は「大一統」（注三）にあることは明らかで、張之洞にいわれた「乃ち緯書の文王改元受命の説を用いて、遂に後世の僭逆悖亂の禍首と為る」という罪名には当たらない。では、「改元受命の説」は一体誰の説だろうか。

『春秋繁露』「三代改制質文第二十三」（注四）の冒頭に  
春秋曰、「王正月」。傳曰、「王者孰謂？謂文王也。曷為先言王而後

言正月？王正月也。」

とあり、ここまでは、『公羊』伝の原文とほぼ一致する。しかし『公羊』では「何言乎正月？大一統也」と続くが、「三代改制質文第二十三」では、

何以謂之王正月？曰、王者必受命而後王、王必改正朔、易服色、制礼樂、一統於天下、所以明易姓非繼人、通以己受之於天也。王者受命而王、制此月以應變、故作科以奉天地、故謂之王正月也。

となつてゐる。つまり、王者は天命を受けて立つ。天命を示すために、「正朔」を改め、服色を易え、新しい礼樂を制らなければならない。故に張之洞が言つた「緯書」とは、董仲舒の説であり、「改元」と「受命」の説は、董仲舒の独特な「天論的」公羊学の説にはかならない。（注五）

周知のように、漢の時代において「改元」「受命」は漢王朝の正当性に關わる儒教の重要な學説であり、漢の武帝も、

三代受命、其符安在？災異之變、何緣而起？

（『漢書』「賢良對策一」）

と「策問」して、そこに治國の方策を求めた。董仲舒の説はその策問に應じて、「春秋に命を受けて先ず制する所の者は、正朔を改め服色を易ふ、天に應ずる所以なり」（『對策二』）と主張し、漢の武帝に獻策し採納されたのである。したがつて、張之洞が「改元受命」説を「後世の僭逆悖亂の禍首」と非難したのは、漢代の王朝政治及び漢儒の真髓を解つていない発言といえよう。

## (二)

二 一、「一、『公羊』以売君之祭仲為知權合道。『左』記祭仲事、皆有譏鄙之辭、但記時人之語、以智免而已。」条について

桓公十一年秋『春秋』經に「九月、宋人、執鄭之祭仲」とある。『公羊』伝の解釈によれば、『春秋』經は祭仲の字をいいその名をいわないのは、祭仲を賛美しているからだという。「宋人」こと宋莊公は鄭の大夫祭仲を執つて祭仲に鄭昭公の「忽」を廢し、自国と親戚関係のある「突」（後の厲公）を立てよ、さもなければ殺すぞと脅迫した。祭仲はもし宋公の要求を受け入れなければ、昭公が殺され、鄭国が滅んでしまふと考へ、宋国の要求を受け入れた。それで祭仲は昭公を廢して厲公を立てた。祭仲がそうしたのは、君主を守り、国を保つため、いわゆる一時の「權」の計であり、時が過ぎたらまた昭公を復歸させられると考へたからだ、と『公羊』伝は解釈する。

『春秋繁露』の「竹林第三」と「玉英第四」両篇は、『春秋』經の「宋人執鄭祭仲」のことに触れている。

『春秋繁露』の「竹林第三」では、「祭仲宋に許す」は「正を枉りて以て其の君を存す」ことであつたのに、春秋ではなぜ「之を賢と為す」とかという質問に対して、「祭仲は其の君を人甚だ貴ぶところに措きて、以て其の君を生かす。故に春秋、以て權を知ると為して之を賢とす」と解釈した。また「故に、凡そ人の為すあるや、前に枉なれども、後に義なる者は、之を權に中ると謂う。成す能わずと雖も、春秋、之を善しとす。魯の隱公、鄭の祭仲、是れなり」との説明を付け加えた。祭仲のやり方は「前」では「枉正」つまり正道に合わないが、「後」では道義に合つてきたので、春秋はその行為を「權」にあたるとして、之を「賢」にしたという解説である。

また、「玉英第四」篇にも、「祭仲、已に与う。後に之を改む」とあり、「竹林第三」篇と同様、祭仲が宋国の脅しに屈したのは、君と国が共倒れになる危機を避けたいからで、また、後昭公を復權させたことを「權を知る」として解釈した。

しかし史実を考えると、祭仲は（昭公の父）鄭公の寵愛で權臣になつただけで、別に道徳と智慧に優れた賢臣でもなければ功勞者でもなかつた。最も重要なのは、当時、宋国は鄭国より小国であり、鄭を滅ぼす力をもつていないはずがないということである。そうでなければ、祭仲を執る計略を使わずに直接攻めて行つたであろう。故に祭仲が宋の要求を受け入れて昭公を廢したのは、「生を貪り死を怕む」変節行為に他ならぬといえる。歴代の春秋学者は、君主を廢するまでの行為を「權」と取り、それを「賢」と賛美する『公羊』伝の解釈は誤りである、と考へていた。たとえば唐の啖助は「君を廢して以て賢と為すこと、以て訓とすべからず」といい、清の朱元英は「公羊子は反經の見を有して以て權と言へば、則ち天下の乱臣賊子、孰れか權を籍りることを口実と為さんや」（『左伝拾遺』）と酷評している。

董仲舒の説は、祭仲の行為が「正を枉りて以て其の君を存す」、つまり正道に合っていないと認識して苦しい弁解を行ないながらも、そのまま公羊の誤つた説を受け入れたのである。

したがつて、この条は、張之洞が従來の説を踏まえた上で『左』伝を参照して、『公羊』伝の誤りを批判したもので、正鵠を得ていたと見られる。

### (三)

三二「一、齊国夏、衛石曼姑帥師圍戚。（注六）『公羊』謂「輒可拒父」。『左』不取衛輒及孔悝。」条について

哀公三年『春秋經』に「春、齊国夏、衛石曼姑帥師圍戚」とある。『左』伝はただ「三年春、齊衛圍戚、求援於中山」と記している。

『公羊』伝では、「戚」を囲む行動を「伯討」として、次のように伝える。

齊国夏曷何為与衛石曼姑帥師围戚？伯討也。此其為伯討奈何？曼姑受命乎靈公而立輒、以曼姑之義為固可以距之也。輒者曷為者也？蒯聵之子也。然則曷為不立蒯聵而立輒？蒯聵為無道、靈公逐蒯聵而立輒、然則輒之義可以立乎？曰：可。其可奈何？不以父命辞王父命、以王父命辞父命、是父之行乎子也。不以家事辞王事、以王事辞家事、是上之行乎下也。

『春秋繁露』の「玉英第四」、「精華第五」、「觀徳第三十三」、「順命第七十」の四篇では、以上のことに触れている。

「玉英第四」には「衛曼姑拒而弗内」とある。

「精華第五」には「辞父之命而不為不承親」とある。

「觀徳第三十三」には「衛輒之辞父命」とある。

「順命第七十」には「子不奉父命、則有伯討之罪。衛世子是也」とある。

要するに、『公羊』学の説では、衛の靈公が無道の蒯聵を駆逐して蒯聵の子の輒を立てようとしていたので、石曼姑はその君命をうけ、輒を立てて武力で輒の父の蒯聵の衛國帰還を阻むことを正義としたうえで、

不以父命辞王父命、以王父命辞父命、是父之行乎子也、不以家事辞王事、以王事辞家事、是上之行乎下也。

と解釈した。また、それを「伯討」行為として褒めている。

董仲舒はこの説について、完全に公羊伝の説に沿っていたと見られる。

一方『左』伝では、この事件について詳しい史実で解説している。定公十四年経に「衛世子蒯聵出奔宋。」とあり、『公羊』には伝文がなか

ったが、『左』伝には、なぜ蒯聵が宋に「出奔」せざるを得なかったかについての長い伝文がある。また、哀公二年経に「晋趙鞅帥師納衛世子蒯聵於戚」とあり、『公羊』の伝文では、「戚者何？衛之邑也。曷為不言入於衛？父有子、子不得有父也」とある。つまり、『公羊』の説では、靈公は既に蒯聵を廢し國を輒に与えたので、蒯聵は衛を有してはいけな、故に経は、蒯聵が晋の軍隊の保護で衛の邑「戚」に入ったことを、「入於衛」を言わず「於（入）戚」と言う、ということである。これについて、『左』伝も史実をもって伝文を述べている。

『左』伝の説を総合すると、次のような史実が浮かんでくる。

まず、蒯聵が衛國を逐われた原因は、父の靈公の姫「南子」が宋國の公子宋朝と私通することについて我慢できなくなり、南子を殺そうとしたが未遂となり、靈公に追い出された、ということにある。つまり、蒯聵が逐われた原因は「無道」ではなく、むしろ靈公、南子側に非があったといえる。

靈公は蒯聵を追い出した後、蒯聵の殘党を一掃して、二回にわたって南子の子の「郢」を太子として立てようとしたが断られた。靈公の心の中では、輒を重要な繼承人としていなかったことが明らかである。靈公が死んだ後、繼承する人がいなくなったから、南子はやむを得ずに蒯聵の子の輒を立てたのである。

以上の史実を分析してみると、『左』伝の説は次のようになる。

輒の父を「弗内」すること、輒と曼姑の「拒みて納れず」「父の命を辞す」ことなどは、春秋公羊者たちが言った

不以父命辞王父命、以王父命辞父命、是父之行乎子也、不以家事辞王事、以王事辞家事、是上之行乎下也。

のような「大義名分」が殆どなかった。蒯聵が自分の父の靈公の遺命に反して、子の輒と王位を争ったのは、「不孝」と「不義」といえるが、

輒は蒯聵を「弗納」することも「不孝」といえる。両方も譏るべき行為であった。

また、齊国の夏が軍を率いて「衛石曼姑帥師圍戚」ということを助けたのは、齊国は晋国と敵対関係にあり、衛を援助することによって、晋国に間接的に打撃を与えることになるからであるので、この援助行為は「伯討」に当たらない。

では、孔悝の説はどういう説だろうか。

哀公十五年と十六年（『公羊』伝は哀公十四年で終わった）の『左』伝によると、哀公十五年蒯聵は姉孔氏の計略により、衛国の実権を握っている孔氏の子である孔悝と結盟して、クーデターを起こして衛国の政権の争奪に成功し、自分の子である国君の輒を追い出した。「出公」といわれる所以である。蒯聵は政権を掌握した後に、孔悝に厚い報償を与えて宋の国に送り出したのである。『左』伝では、以上の事実だけを述べて孔悝を直接に譴責していない。ただ、孔子の学生である子路は、蒯聵側と戦っていた時に孔悝を罵っていたと伝えた。

したがって、以上の史実と『左』『公羊』両伝の比較から見れば、張之洞の言った『左』、衛輒及び孔悝を取らず」といえるが、これは必ずしも『公羊』の説が「大義悖謬」だとはいえない。

なお、孔悝のことは、『公羊』伝の範囲を超えていたので、責められる理由がなかった。

#### (四)

四)「一、『公羊』賢鳥獸行之齊襄、附会以為復九世之仇。〔左〕不取齊襄」条について

莊公四年『春秋』経に、「紀侯大去其国」とある。『左』伝では「紀侯不能下齊、以与紀季。夏紀侯大去其国、違齊難也。」

と解釈する。要するに、紀侯は齊国に勝てないが、投降もしたくないので、国をその弟の季に譲り、自分は祖国を離れて逃亡の道を選んだ。「大去」とは一度去ると二度と帰らないという意味である。

『公羊』伝はこれについて長い伝文を記した。

ます、「大去とは何ぞや？滅ぼすなり。孰れ之を滅ぼすや？齊之を滅ぼす。曷すれぞ齊之を滅ぼすと言わんや？襄公の為諱むなり。春秋、賢者の為に諱む。何んぞ襄公より賢とするや？復讐なり」と述べ、事實上、齊国が紀国を滅ぼしたとした。また、「齊、之を滅ぶ」といわないのは、齊の襄公の行為を「諱」したからだとした。

続いて『公羊』伝はなぜ襄公を賢者とし、なぜ襄公の行為を復讐と認定したかについて、詳しく解説した。要するに、哀公のとき政治が腐敗し淫乱であったため、紀侯は周の懿王に哀公を告発し、懿王は哀公を殺したことがわかった。つまり、哀公が無道であったから、天王の懿王に処刑された。襄公が九世前の先祖哀公のために復讐し紀国を滅ぼした、ということである。

考えてみると、「天王を尊」び、あるいは「滅国」を「首惡」とする春秋の義理からみれば、襄公の紀国を滅ぼす行為を、春秋経あるいは孔子が「賢」として褒めることはありえない。ゆえに、公羊伝の解釈は「非常にして義を異にし怪しむべきの論」（何休語）にあたるものと思われる。

董仲舒は、この事例に対して態度が分かれた。「竹林第三」では、「今、天下の大、三百年の久しきに、戦攻侵伐、数うるに勝ふべからず、而して復讐するもの二あり。是れ何を以て麦苗なしの数莖あるに異らんや」と述べ、『春秋』の復讐の例の一つとして肯定していた。しかし、「玉英

第四」では、「一国の衆を率いて、以て九世の主を衛り、襄公之を遂ふも去らず、之を求むるも予へず。上下心を同じくして俱にここに死す。故に之を大去と謂ふ。春秋、賢其の死し且つ衆心を得るを賢とするなり。故に為に滅を諱む」と述べ、はつきりと紀侯の抵抗を「賢」「仁義」と褒め、政治的立場から公羊伝の説を放棄したのである。

この条について、張之洞の「『公羊』賢鳥獸行之齊襄、付会以為復九世之仇。『左』不取齊襄」といった評価は正しかった。但し、董仲舒の説は二分して、『公羊』の説を疑っていることが明らかであったため、張之洞の「董、『公羊』を治むこと、多く後師の説を墨守し、幾んど大愚の殊に陥い、宜く分別して之を觀るべし」という非難には当たらないのではないかと思われる。

五)「一、邾黑肱以濫來奔。『左』斥之為叛、斥為賤。『公羊』獎妻嫂之權術以為賢者、獎叛國之黑肱、『公羊』作弓。以為宜有地」条は昭公三十一年のこと。この条について、『春秋繁露』に見ず。

六)「一、昭五年、舍中軍、魯遂亡矣。『左』以為卑公室、又極言潤叔孫婁不欲毀、乃深惡之也。『公羊』以為復古。」条は昭公五年のこと。この条について『春秋繁露』に見ず。

### (五)

七)「一、昭公攻季氏被逐。『公羊』記其事曰：「昭公將弑季氏。」又曰：「吾欲弑之」「終弑之。」怪悖可駭！齊侯唁公於野井。『公羊』述其応対之辭、未綴孔子曰：「其礼与其辭足以觀矣。」国君奔亡、孔子痛憤之不暇、而賞其儀節、辭令乎？不惟無君、抑且誣聖。（『左』深惡、意如閔昭公之失国而譏昭公之習儀。」）条について

「昭公、季氏を攻め逐せらる」とは、昭公二十五年のことであった。まず、昭公二十五年経に「秋七月上辛、大雩、季辛又雩。」とある。

『左』伝には伝文なし。『公羊』は言う、

又雩者何？又雩者非雩、聚衆以逐季氏也。

つまり、「又雩」とは、雨を祈るのではなく、昭公は「雩」の儀式を利用して衆人を集めて、もって魯国の実権を握った季氏を駆逐しようとした、ということである。

これについて、董仲舒がより詳しい解釈を行って、

春秋分十二世以為三等、有見、有聞、有伝聞。……於所見、微其

辭。於所聞、痛其禍。於伝聞、殺其恩、与情俱也。是故逐季氏、而言

又雩、微其辭也……（楚莊王第一）

といった。ここでは、董仲舒は「三代異辭論」を打ち出した上で、昭公の季氏を駆逐する行為及び後の失敗を、孔子が自ら「所見」したもので、その辭を「微」、つまり「諱」としたのである。「三代異辭論」は、後ほど後漢の何休によって「三世」説に発展し、清の時代の「革命的公羊学」の原点になった説でもある。

次に、昭公二十五年経に「九月己亥、公孫於齊、次於揚州。齊侯唁公於野井」とある。それについて、『左』伝と『公羊』にはそれぞれ長い伝文があつて、昭公が季氏を駆逐しようとしたが、失敗してかえつて國を追われて齊國に逃げ、揚州に止どまったことと、齊侯が昭公に会いに来たことなどを詳しく記録している。

春秋経の「齊侯唁公於野井」に対する『公羊』伝の伝文には、「昭公將弑季氏」、「吾欲弑之」、「終弑之」という言葉がある。「弑」とは、臣下が君主を殺すことを言う用語で、昭公が季氏を殺そうとした場合では使われないはずなのに、『公羊』伝では使っていた。これに対して、張之

洞は反発して、「怪悖可駭」と言ったのである。

実際のところ、これらは恐らく、転写の時誰かが「殺」を誤って「弑」に写してしまったもので、後の人はこれを弁ぜないで来たと思われる。そもそも昭公が季氏を討つのは、季氏が礼を僭越して昭公の實権を奪ったためであつたので、僭越の季氏に対して、『公羊』伝の作者が「弑」という君主の辞を使うことはありえない。この間違いは明らかに『公羊』伝の作者の本意ではなかつたと考えられる。張之洞がこの大きなミスに気づいたのは正しかつたが、公羊学自体が怪しいからこのような「怪悖可駭」たるものが現れる、と結びつける必要はなからう。

七)の「一、『公羊』述其應對之辭、末綴孔子曰：「其礼与其辭足以觀矣。」国君奔亡、孔子痛憤之不暇、而賞其儀節、辭令乎？不惟無君、抑且誣聖。『左』深惡、意如閔昭公之失国而譏昭公之習儀。」という事例は、『春秋繁露』に見ず。それは、上記の事例の最後に、『公羊』は孔子の言葉を引用して、昭公の言動を誉めたことに対して、張之洞は反発したということである。

八)「一、『公羊』例：君弑、不討、不書葬。襄三十年、葬蔡襄公。『公羊』説之曰：「君子辭也。」何休解曰：「恕蔡般。『公羊』慘至矣、何独曲恕一弑君父之蔡般乎？（『左』無伝。）」について、『春秋繁露』に見ず。

### (六)

九)「一、逢丑父免君於難。『左』褒之、『公羊』非之、董仲舒又力衍其説。」条について

この条について、張之洞はただ「『左』、之を褒み、『公羊』、之を非し、董仲舒、又た其の説を力衍す」と説明しただけである。ことの真相は、次のようである。

成公二年「春秋」経に

六月癸酉、季孫行父、臧孫許、叔孫僑如、公孫嬰齊、帥師、会晋却克、衛孫良夫、曹公子手（『左』伝は「首」と為す）、及齊侯戰於鞏、齊師敗績。

とあり、『公羊』ではただ、

曹無大夫、公子手何以書？憂内也。

と伝える。それに対して、『左』伝には長い伝文があつて、戦争の状況を詳細に述べた。その内容は、齊の頃公がひどく傲慢で「我」（魯国）及び衛国を征伐したので、魯、晋、衛、曹四国の連合軍の反撃に遭い、遂に敗戦してしまつて、頃公の母親があわや人質になるところだった、ということである。齊頃公の臣下車右逢丑父が頃公を助けるために虜になつたことも伝えていた。

続いて、春秋経に「秋七月、齊侯使国佐如師。己酉、師及国佐盟於袁婁」とある。『左』伝の伝文は上節に続いて、齊と晋はいかにして魯の仲介で平和条約を結んだかということを伝えた。『公羊』伝はここでは長い伝文で、今度の戦争の原因と経過を述べている。まず、逢丑父の事について次のように伝える。

師還（環）齊侯、晋却克投戟逡巡、再拜稽首於馬前。逢丑父者、頃公之車右也、面目与頃公相似、衣服与頃公相似、代頃公当左、使頃公取飲、頃公操飲而至、曰：革取清者、頃公用是佚而不反。逢丑父曰、吾頼社稷之神靈、吾君已免矣。却克曰、欺三軍者其法奈何？曰、法斬。於是斬逢丑父。

また、戦争の起因について次のように伝える。

晋却克与臧孫許同時而聘於齊。蕭同姪子者、齊君之母也、踊於楛而窺客、則客或跛或眇、於是使跛者逐跛者、使眇者逐眇者。二大夫出相与倚闥而語、移日然後相去。齊人皆曰、患之起必自此始。二大夫婦、相与率師為鞏之戰、齊師大敗。

董仲舒は、『春秋繁露』のなかで以上のことについてより詳しい解説を行った。「竹林第三」は次のように言う。

春秋記天下之得失、而見所以然之故、甚幽而明、無伝而著、不可不察也。夫泰山之為大、弗察弗見、而況微眇者乎。故按春秋而適往事、窮其端而視其故、得志之君子、有喜之人、不可不慎也。齊頃公親齊桓公之孫、国固广大、而地勢便利矣。又得霸王之余尊、而志加於諸侯、以此之故、難使会同、而易驕奢。即位九年、未嘗肯一与会同之事。有怒魯衛之志、而不從諸侯於清丘断道。春往伐魯、入其北郊、顧返伐衛、敗之新築。当是時也、方乘勝而志広。大国往聘、慢而弗敬其使者、晋魯俱怒、内悉其衆、外得党与衛曹、四国相輔、大困之鞏、獲齊頃公、斬逢丑父。深本頃公之所以大辱身、幾亡国、為天下笑、其端乃從憚魯勝衛起。

「玉英第四」篇は次のように言う。

伝曰、臧孫許与晋却克同時聘乎齊、按経無有、豈不微哉。不書其往、而有避也。

「臧孫許与晋却克同時聘乎齊」ということは、春秋経は言及しなかったが、董仲舒は「其の之を及ぶこと端眇なり、不足以て之を類鉤するに足りず、故に知ること難きなり」といい、つまりはつきり伝えていなかったから、『公羊』伝はその「避」という言いにくい所を明らかにしただけだ、ということである。

「精華第五」にも、

春秋之聽獄也、必本其事而原其志。志邪者、不待成、首惡者、罪

特重、本直者、其論輕。是故逢丑父当斬……

とあり、「春秋聽獄」の「志」を推す精神からすれば、逢丑父の行為は「志邪」であるので、斬るべきだ、とするものである。

また、「觀德第三十三」篇にも、「天子の殊くに絶する所、臣子、立つこと得ず、蔡世子、逢丑父是なり」とある。しかしここで董仲舒が逢丑父を言及したのは、彼を譴責したいというよりも、齊頃公は逢丑父の援護で大難から逃したが、大変な屈辱を受けたので、君主として立つのが宜しくないと考えた、ということである。

かくの如く、董仲舒はたしかに張之洞の言ったように、逢丑父のことについては加担して伝えていたが、いずれも『公羊』伝より詳しい解説を施し、「原志」や「天子の殊くに絶する所、臣子、立つこと得ず」という「微言大義」「發揮」し出したもので、別に怪しい所はないといえる。張之洞の非難は明らかに正しくないとと思われる。

### (七)

十)「一、宋襄公泓之戰、愚妄沽名、喪師傷身。『左』極譏之、『公羊』以為文王之戰、不是過。」条について

僖公二十二年『春秋』経に、「冬十有一月、己巳朔、宋公及楚人戰於泓、宋師敗績」とある。これについて『左』伝は次のように言う。

宋人及楚人戰於泓、宋人既成列、楚人未既濟。司馬曰、彼衆我寡、及其未既濟也、請擊之。公曰、不可。既濟而未成列、又以告。公曰、未可。既陳、而後擊之、宋師敗績、公傷股、門官殲焉。国人皆咎公、公曰：君子不重傷、不禽二毛。古之為軍也、不以阻隘也。寡人雖亡国之余、不鼓不成列。

とある。続いて『左』伝は公子目夷（子魚）が襄公の行為を「戦を知らず」として強く批判したと伝えている。

これに対して、『公羊』伝は次のような解釈を行っている。

偏戦者日爾、此其言朔者何？春秋辞繁而不殺者正也。何正爾？宋公与楚人期戦於泓之陽、楚人濟泓而来、有司復曰、請迨其未畢濟而擊之。宋公曰、不可。吾聞之也、君子不厄人、吾雖喪国之余、寡人忍行也。既濟、未畢陳、有司復曰、請迨其未畢陳而擊之。宋公曰、不可。吾聞之也、君子不鼓不成列。已陳、然後襄公鼓之、宋師大敗、故君子大其不鼓不成列、臨大事而不忘大礼、有君而無臣、以為雖文王之戰、亦不過此也。

『公羊』は、春秋経が泓の戦について「日」を書かずに「朔」を言ったのは、「繁」たる言葉を使って宋の襄公の行為を「正」としたからだと解釈した。そして、なぜ宋襄公の「不厄人」「不鼓不成列」の行為が「正」なのかについて、「大事を臨めば大礼を忘れざる」からだとした。また、文王という大聖人の戦いも襄公のその行為の「正大」さを超えないと絶賛した。

これに対して、『春秋繁露』の「王道第六」篇に、

春秋記織芥之失、反之王道、追古貴信、結言而已、不至用牲盟而後成約、故・・・宋襄公曰、不鼓不成列、不厄人。

とあり、宋襄公の「不鼓不成列、不厄人」の行為を、「信を貴ぶ」行為として頌え、『公羊』伝の宗旨と完全に一致していることは明らかである。

また、「兪序第十七」には、

故善宋襄公不厄人、不由其道而勝、不如由其道而敗、春秋貴之、將以變習俗、而成王化也。

とあって、やはり宋襄公の行為を、人を「厄」せずだけでなく、社会

の習俗を変えて「王化」を促進しようとする典型として頌えたのである。この条では、『公羊』伝の説は確かに『左』伝とは違うが、宋襄公の行動に対する見方の相異であり、また双方の「発揮」したいところが異なると考えられ、どの説が正しいどの説が怪しいという次元の問題ではないと思われる。

十一）「一、晋人围郊、（昭二十三年。）乃会王師、討王子朝。（『左』伝云：「二師围郊。記其事甚詳。『公羊』乃以晋為伐天子。（子朝居王城在西、王居成周在東郊。在西、為子朝所得、故晋攻之。『公羊』不考事实、不明地理。」条は昭公二十三年のこと。『春秋繁露』に見ず。

十二）「一、成周宣榭火。『左』曰：「人火之也。」「公羊』所見经文作災、説之曰：「新周也。」邪逆之徒遂付会為春秋当新王之説。（孔異軒、陳東塾雖力為『公羊』解免、然周公時已有成周之名、何得為新？実『公羊』好怪妄説作俑也。」条は宣公十二年夏のこと。『春秋繁露』に見ず。

## (八)

十三）「一、吳、頓、胡、沈、蔡、陳、許鷄父之戰。（昭二十三。）『公羊』謂「不使吳主中国、亦不使中国主之、中国亦新夷狄也。」狂怪駭人、是為今日逆乱之徒所祖。」条について

昭公二十三年『春秋』経に「戊辰、吳敗頓、胡、沈、蔡、陳、許師於鷄父、胡子髡、沈子逞滅、獲陳夏齧」とある。このことについて『左』伝には長い伝記がある。吳国が州来を攻めてきて、州来を救援する楚を盟主とする七国連合軍と戦ったとき、吳子は公子光の計略を使って、鷄父というところで頓、胡、沈、蔡、陳、許という小さい国を敗り、楚は

遂に「大奔」つまり逃走したことを伝えた。伝文の最後に

書曰、胡子髡、沈子逞滅、獲陳夏鬻、君臣之辭也、不言戰、楚未陳也。

とある。「君臣の辭」とは、胡子と沈子はみな国君であり、君主が死ぬば国が滅んだということになるので、経では「滅」と書き、夏鬻は陳の大夫であったので、経は「獲」と書く。つまり、「滅」と「獲」とはみな「殺」（殺された）ということであるが、経がここでは併用した。「左」伝はその併用が誤解を与えやすいと考えて、「君臣の辭」という解釈を付け加えた。

一方、「公羊」伝は次のように伝える。

此偏戦也、曷為以詐戦之辭言之、不与夷狄之主中国也。然則曷為不使中国主之？中国亦新夷狄也。其言滅獲何？別君臣也。君死於位、生得曰獲、大夫生死皆曰獲、不与夷狄之主中国、則其言獲陳夏鬻何？吳少進也。

『公羊』の解釈では、偏戦とは対戦する両軍が陣を列して戦うことで、春秋経では「戦」と「日」とを書くのは体例で、詐戦とは計略を使う戦いで、春秋経では日と戦を書かないのは体例だという。鶏父の戦については、「日」を書いたから偏戦になるはずだが、「戦」を書かなくて「敗」だけを書いたのは詐戦の体例になる。では、どうして経は詐戦の辞を使ったのか。

そもそも『公羊』は、戦争のことについて客と主を分け、人を伐するものは客とし、伐されたものは主となると伝える。鶏父の戦は、呉は伐されたものであったので、体例では「主」となるべきであるが、経が呉を「主」としなかったのは、呉はそもそも「夷狄」の国で、「中国」つまり陳蔡などの中国諸侯の「主」としてはならないと考えたからである。しかし、中国諸侯をも「主」とせず、直接「敗」と「滅」

「獲」とを書いたのは、中国諸侯が王室を尊敬せず、礼制に従わずに行動する夷狄の行為に似ているので、「中国も亦た新しき夷狄なり」ということになる。

これに対して、董仲舒は『春秋繁露』の「観徳第三十三」篇は

鶏父之戦、呉不得与中国為礼。

といい、体例上では『公羊』の宗旨を忠実に継承したのである。ただし、この「観徳第三十三」篇は『春秋繁露』の中では特に重要な文章と思われる。その前半部分では、

天地者、万物之本、先祖之所出也。广大無極、其徳昭明、歴年衆多、永永無疆。天出至明、衆知類也、其伏無不炤也。地出至晦、星日為明不敢闇。君臣、父子、夫婦之道取之此。

と述べて、最高至上の神格的「天」論を展開していた。しかし、このような天論に対して、董仲舒はもっぱら歴史事実、とくに春秋の事例をもつて論証している。例えば「天の棄てる所、天下祐せず、桀、紂是なり」とは、天の絶対的な權威を「桀」と「紂」に関する歴史事実でもつて論証する例であり、「天子の誅くに絶する所、臣子、立つこと得ず、蔡世子、逢丑父是なり」とは、天子である君主の權威を蔡世子と逢丑父の事例でもつて論証するものである。同様、鶏父の戦の例を取り上げたのは、一旦天命を受ければ、天子の權威は絶対的で、このような「天命」と「天子」の下で諸侯君臣父子の秩序は「皆な徳をもつて序す」ということを説明したいからである。

故に、「鶏父之戦、呉不得与中国為礼」などの事例についての『公羊』の解釈自体が正しいかどうかは、董仲舒にとつては、別の次元のことであり、これらはいくまでも天の絶対性、天子の權威、天下の秩序を「徳」、つまり儒家の倫理道徳で規定するという「徳序」論を展開する理論思惟の素材に過ぎなかった。

したがって、『公羊』伝の説は一理があり、張之洞のいった「狂怪駭人、是今日の逆乱の徒の相する所となる」という説こそ根拠のない非難だったと思われる。また、董仲舒の説は儒教的「天論」「徳序」と結び付いている。もし張之洞が董仲舒の真意を知りその「天論」と「徳序」説の真髓を理解してさえいれば、こういう暴論は出なかつただろう。

### (九)

十四)「一、澶淵之会(襄三十年)。為宋災、故『公羊』謂「卿、而書人貶卿、不得憂諸侯」、不思春秋卿大夫交會憂諸侯之事甚多、未嘗皆貶之?」〔左〕謂:「謀歸宋財、既而無歸、卿不書、信也。」『公羊』謂:「財復矣。」条について

襄公三十年『春秋』経には「晋人、齊人、宋人、衛人、鄭人、曹人、人、莒人、邾人、滕人、薛人、杞人、小邾人会於澶淵、宋災故」とあって、その年の十月に十一カ国の大夫が澶淵で会合したことを記録している。会合の目的について、経は「宋災の故」とした。宋災とは、経によればこの年五月甲午の日に、宋国の宮殿で大きな火災が発生して、宋の伯姫は焼死されたということを指す。

これについて、『左』伝は次のように言う。

為宋災故、諸侯之大夫会、以謀歸宋財。冬十月、叔孫約會晋趙武、齊公孫蠆、宋向戌、衛北宮佗、鄭罕虎、及小邾之大夫、會於澶淵、既而無歸於宋、故不書人。君子曰、信其不可不慎乎?澶淵之会、卿不書、不信也。

『公羊』は次のように言う。

宋災故者何?諸侯會於澶淵、凡為宋災故也。會未有言其所為者、此言所為何?録伯姫也。諸侯相聚、而更宋之所喪、曰、死者不可復生、爾財復矣。此大事也、曷為使微者?卿也。卿則其称人何?貶。曷為貶?卿不得憂諸侯也。

以上から見れば、『左』伝と『公羊』伝の相異は歴然である。

まず、会合の目的について、『左』伝は、宋の火災の損失は甚だ大きいから、各国の大夫は会合して、今まで宋から奪った財産を返そうと相談するためであるとした。一方『公羊』伝では、宋の伯姫の賢明たる行為を褒めるためにとしたりうえて、「曰く、死者、復生すべからずも、その財復すべし」とした。

この点においては、張之洞は

『左』謂:謀歸宋財、既而無歸、卿不書、信也。『公羊』謂:財復矣。

とした。つまり『左』伝は「宋の財を歸すことを謀かつたが、歸えさなかつた」としたのに対して、『公羊』は「財復し」としたので、『公羊』が間違いだ、張之洞は考える。しかし、前後の文章から見れば、『公羊』伝が言っている意味は「死者が復生できなくても、その財だけは復すべきだ」ということであり、張之洞の『公羊』伝の文章の読み方と理解は間違っていたことは明らかである。

また、『春秋』経の筆法について、『左』伝は「既而無歸於宋、故不書人」とする。春秋の筆法としては、諸侯の大夫が会合することについて、大夫たちの名前を書き、これは「人を書く」という。しかし、今回は大夫たちの会合ではあるが、宋の財産を歸さなかつたので、春秋経ではこの事を記するとき、大夫たちの名前を書かなかつた。そのため、『左』伝では「故に人を書かず」と伝える。

一方『公羊』では

此大事也、曷為使微者？卿也。卿則其称人何？貶。曷為貶？卿不得憂諸侯也。

とする。つまり、伯姫を悼み宋の財産を帰すのを謀ることは一大事なのに、大夫だけ会合するのは良くない、このことを「卿、諸侯を憂うことを得ず」という。故にここでは経は「人」を称してもって「貶」とした、ということである。

これについて、張之洞は、『公羊』伝の説に対して、「春秋（経）に卿大夫交会して諸侯を憂う事甚だ多しと思わず」と非難した。今回の張之洞の意見は正しかったと思われる。まず、春秋時代に大夫が「国」を「専」することは結構多く、『春秋』経は常にそれを非難していた。しかし、十一カ国の大夫も一同に会合し、みな君命を受けなかったとは考えにくいので、大夫たちには何も罪がないはずである。また、『公羊』伝の「卿、諸侯を憂うことを得ず」も『公羊』伝の独特な説で、具体的な例がない。

この事例について『春秋繁露』の「王道第六」には「大夫、澶淵に盟すこと、大夫の専政を刺すなり」とある。『公羊』伝の「卿にして則ち人を称ずる」という説を完全に踏まえたものと思われる。

## 結語

以上、張之洞の「駁『公羊』大義悖謬者十四事・皆与左伝違異者」という『読書札記』の中の董仲舒と関わる部分を詳しく検証した。検証の結果、その「十四事」の中の九つも董仲舒の説と関わっており、しかもある程度加担していたことがわかった。

また以上の検証を通じて、董仲舒の公羊学の主旨は、『春秋』経の「微言大義」を「發揮」し、『公羊』伝の説を補完するところにあり、

張之洞が言った「後師の説を墨守すこと多く、幾んど大愚の殊に陥い、宜しく分別して之を觀るべし」という判定には当てはまらないことが明らかとなった。そして『公羊』伝と董仲舒の春秋公羊学は、『左』伝の説とはかなりの「違異」点があつたが、以上の例に関しては「大義悖謬」と言えないと思われる。

では、張之洞はなぜこんな厳しい非難を發したのであろうか。

張之洞はほかに「駁『公羊』文義最乖舛者十三事」（『読書札記』一一）という文章も書いており、『公羊』伝が過つていられる十三ヶ所を批判している。つまり、張之洞は董仲舒の春秋公羊学の「大義悖謬」のところに対して納得していないというよりも、最初から今文経学の公羊学そのものに対して偏見を持っていたのではないかと思われる。その偏見の由来は、まず、彼が受けた学問の継承にあつた。張之洞の少年期の先生、例えば経学の呂文節、史学経済学の韓超、小学の劉書年、古文学の朱琦などは皆古文経学派であつた。（注七）彼の初学の時代には、科挙に合格するには、やはり正統的学問としての古文経学しかなかった。張之洞は十二才にして科挙の試験で「秀才」となり、十五才にして「挙人」となり、科挙の試験では順風満帆で二十六才の時には翰林となり、二十八才で「学政の官」の途に就いて、清王朝から重用された。したがって、彼が公羊学のことを「大義悖謬」「乖舛」と指摘するのは古文経学に立つ「門戸の見」に当たるものと考えられる。

張之洞は公羊学そのものに対して次のように語る。

平生學術最愚公羊之學、每与學人言、必力詆之。四十年前、已然謂為亂臣賊子之資。至光緒中年、果有姦人演公羊之說以煽亂、至今為梗。

（『抱水堂弟子記』）

周知のように、古文経学派と今文経学派の争いは漢の中期から絶えずに続いてきた。特に清の時代になると、春秋公羊学は盧文弨、莊存与、劉

逢祿、凌曙などの学説によって再興され、龔自珍、魏源の变革を求め  
る公羊説を経て、康有為のところから革命的学説に変身した。したがっ  
て両派の学術的対立は段々政治的要素を帯びるようになった。康有為  
の説は戊戌維新運動の時では一世を風靡したが、維新運動失敗後に、  
守旧派に弾圧される憂き目にあつた。上記の張之洞の非難は維新運動  
失敗後の発言であり、自分の責任を逃し「先見の明」があつたと誇示  
するものであつた。

注意すべきは、『読書札記』は幾つかの小論文で構成された札記で、  
どの文章が何時の作品なのか不明であつた。しかし、「駁『公羊』大義  
悖謬者十四事・皆与左伝違異者」および「駁『公羊』文義最乖舛者十  
三事」のような皮相的内容と幼稚的書き方から見れば、この二篇は張  
之洞の書生時代、遅くとも「学政」になる前の作品と思われる。(注八)  
「駁『公羊』大義悖謬者十四事・皆与左伝違異者」は、『左』伝に基  
づいて、『公羊』伝の過ちを指摘して反駁するものであつた。古今文經  
学の伝承を別にして、『左』伝は歴史事実をもつて『春秋』経を伝え、  
『公羊』伝は「微言大義」を「發揮」してもつて『春秋』経を伝える。  
両者の伝経方法には根本的な違いがあつた。(注九) このような違いを  
顧みずに『左』伝を根拠にして『公羊』伝の『左』伝と違う説を過ち  
とするやり方には、疑問を持たざるを得ない。

しかも歴史から見れば、『公羊』伝の興起は『左』伝の興起より遙か  
に早かつた。『左』伝は興起したとき、『春秋』の經書性格、孔子と  
『春秋』の関連、『春秋』経の權威および背負っている政治的役割、特  
に「大一統」の思想を帯びた漢王朝のイデオロギーとして、すでに  
『公羊』伝と公羊学者（及び『谷梁』伝と谷梁学者）らによって定説化  
されていた。『左』伝が歴史事実をもつて『春秋』経を伝える重要性は、  
このような『春秋』経に関する權威化が確立してこそ顕れてくる。こ

の歴史事実を無視して、『左』伝の歴史事実をもつて『公羊』伝の「發  
揮」した「微言大義」を非難することは、本末転倒に他ならないと考へ  
る。

#### 注釈

(一) 小論は筆者の張之洞研究シリーズの第二作である。第一作「張之洞の学問：其  
一：關於『書目答問』(中国語)」という論文は二〇〇〇年八月ソウルで開催された  
「第二十次韓国中国学国際學術大会」で発表し、その論文集に掲載された。また、本  
研究シリーズの各論文での張之洞の生涯・業績に関する認識および評価は、主に馮  
天瑜何曉明著『張之洞評伝』(南京大学出版社1991年版)の説に基づく。参照さ  
れたい。

(二) 数字の通し番号は筆者がつけたもの。

(三) 「大一統」については、日本語の訓読では殆ど「一統を大ぶ(たつとぶ)」として  
いるが、中国の学界ではこの「大」字を動詞ではなく形容詞とするのが普通である。  
つまり「大一統」は「大なる一統」と見なし、この読みこそ秦漢大帝国の現状に符  
合すると考へるものである。小論はこれに従う。

(四) 『春秋繁露』について、色々な文献問題が提起されているが、拙論ではこれを  
問題にしない。拙著『董仲舒思想の研究』(人と文化社一九九五年版)及び関連論著  
を参照されたい。以下、『春秋繁露』を引用する際、篇名と順番のみを記す。

(五) 董仲舒の「天論的」公羊学について、拙著『董仲舒思想の研究』「春秋公羊学  
篇」を参照されたい。

(六) 河北人民出版社の『張之洞全集』第十二冊「読経札記」(P1003-1039)では  
「斉国夏衛、石曼姑帥師困戚。」となつてはいるが、点は誤りであつた。

(七) 張之洞は自分の経学伝承について次のように言う。

経学受於呂文節公賢基、史学、経済之学受於韓果靖公超、小学受於劉仙石觀察  
書年、古文学受於從舅朱伯韓觀察琦。學術兼宗漢、宋、於河漢經師、国朝經学諸大  
師及宋明諸大儒、皆所宗仰信從。(『抱水堂弟子記』)

(八) 河北人民出版社の『張之洞全集』の十二冊では、全集の主要編集者の一人であ  
る秦進才氏の「張之洞著述的編纂与流伝」と「張之洞著述版本挙要」という論文が

あり、張之洞の著作について詳しく論じているが、『読書札記』の著作年代について具体的に論述していない。前掲の『張之洞評伝』でも、この問題を触れてはいない。ただし、張之洞は「撫督」の官位についてから、公務に忙しく、『勸学篇』を含む著作は往々にして門下生か幕僚の代筆で原稿を作り、彼が最終的に修正したものが多いいといわれている。『読書札記』の幼稚的なスタイルと急進的な観点から見れば、張之洞の書生時代に作られたものと推測できる。

(九) この相異について張之洞本人もはっきり認識していたはずで、『輶軒語』の「語学第二」に

「三伝」並立、旨趣各異・「公羊」家師說雖多末流、頗涉付會、何注又復與朴。・・・故「公羊」家理密而事疏、「左」伝家事詳而理略とあった。